
センターから

岡山大学保健環境センター環境安全部門による「安全の手引き」の作成

岡山大学保健環境センター環境安全部門
崎田真一

岡山大学保健環境センター環境安全部門では、平成16年度に全学の教職員を対象とした安全教育の資料として、「安全の手引き」を作成した。

平成16年4月から国立大学が独立行政法人化したことにより、大学内の労働安全衛生については、人事院規則に代わり民間と同じ「労働安全衛生法」が適用されることになった。このため岡山大学でも「労働安全衛生法」が要求する水準の安全衛生管理を行う必要が出てきた。それまでの人事院規則による安全衛生管理は「労働安全衛生法」と比べるとはるかに緩いものであったため、労働安全衛生法を満足できる学内における環境安全に対する管理体制の充実、それらの管理状況のチェック、見直し体制の確立及び効率化が現在急務の課題となっており、それに対する全学的な取り組みが進行中である。

しかしそれを運用するのは結局学内の教職員および学生である。彼らが環境管理及び安全管理についての十分な知識をもたなければ、いくら優れた管理体制を構築したとしても、宝の持ち腐れで終わってしまう。このように、環境管理及び安全管理に関しての教職員および学生への教育は、管理体制の構築と同じくらい非常に重要である。このような流れの中で、この手引きは、平成16年度教育研究プロジェクト経費により行われた「岡山大学における環境安全情報提供システム構築に関する基礎的研究」の一環として作成された。

この手引きの前書きにも述べられているが、「安全の手引き」自体は他大学のみならず本学でも理系学部が中心となって、学生の実験・実習に伴う事故防止のために、「〇〇学部安全の手引き」を作成し、学生に対する安全教育を行っていた。それらの手引きにおいては全般的な安全対策とともに、教育現場を想定した各部局および各学科特有の安全対策について述べられている。しかし、学生に対する「安全の手引き」に相当するものが教職員に関しては存在せず、環境安全に関する知識は各学部、各学科、各教員によってまちまちであった。教職員に関しては安全教育が始まったばかりであり、本学の教職員が共通にもっておくべき環境安全に関する知識を教えることが必要不可欠ということで、全学の教職員を対象とした安全教育の資料として、「安全の手引き」を保健環境センター環境安全部門において作成した次第である。従って、この手引きは、教職員全般を対象とした安全教育の資料としての性格を有しており、特定の学部学科を想定していない。各教職員にはこの「安全の手引き」で環境安全に関する基本的な知識を習得していただきたい。また、各学部ではこれをたたき台として各部局によりふさわしい手引きを必要に応じて作成していただきたいと思っている。

この手引きの作成に当たっては、他大学および本学各学部の安全の手引きを収集し、これらの内容を参考にしながら整理、編集する方針をとった。安全の手引きの内容は各大学、学部で類似した内容が多く、これらをまとめることで環境安全に関するエッセンスを抽出できると考えたからである。環境安全部門の教員で分担して整理、編集を行ったが、参考にした手引きは20近くもあったので、かなり苦労したというのが正直な感想である。私はこの手引き作成のとりまとめを担当させていただいたのだが、なにぶん初めてのことで勝手が分からず進行も遅れ気味で環境安全部門の他の先生方にかかなり迷惑をかけてしまった。しかし平成16年度中に何とか完成、配布にこぎつけることができほっとしている。

この「安全の手引き」は、第一次案的なものであり、各部局からの建設的なご意見、ご批判をいただいて、今後さらに内容を充実させていく必要があると考えている。特に今回の手引きはその方面に

明るい教員がいなかったこともあり、医歯学関連の環境安全の記述が乏しいものとなってしまった。救急、医歯学関連の環境安全に関しては保健部門の協力を仰いで内容を充実していけばよいと考えている。今後は、具体的な事故の事例、事故には至らなかったが一つ間違えば事故につながりかねない事例（ヒヤリハット）を充実させて、実際に安全管理を行うのに役立つようにする必要があるだろう。

最後に、保健環境センター環境安全部門の各先生方、安全衛生部の職員の方々には、この手引きを作成するにあたり、多大なる尽力をいただいた。また、保健環境センター保健部門の絹見保健師には「救急」の章の内容について有益な助言をいただいた。ここに深く感謝する。